**板柳町移住支援事業における地方就職支援金交付要綱**

　（趣旨）

# 板柳町は、青森県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び板柳町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の板柳町内への移住を伴う県内就職を支援するため、青森県と共同して行う板柳町移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）内の大学を卒業して、板柳町に移住する見込みの者が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することとする。

# 地方就職支援金の交付については、青森県移住支援事実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

　（交付金額）

# 地方就職支援金の金額は、就職活動に関する規定に沿った活動にかかる東京圏から青森県までの往復交通費の２分の１以内の額（上限１７，０００円）とする。

　（交付回数）

# 交付対象者１人につき１回を限度とする。

　（対象者要件）

# 申請時において、次の（１）及び（２）の要件を満たす申請者を対象とする。

## 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)の要件を満たすこと。

### 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

#### 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則４年以上） し、当該大学を卒業する見込みである。

#### 大学の卒業年度おいて、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住している。

### 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

#### 青森県内に所在する企業に就職することが内定していること。

#### 卒業後に上記内定企業に就職し、板柳町に移住する意思を有していること。

### その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

#### 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

#### 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

#### その他青森県又は板柳町が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

## 就業に関する要件

次に掲げる(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

### 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

#### 勤務地が青森県内に所在すること。

#### 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

#### 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

#### 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

#### 就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

### 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

#### 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

#### 当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

　（交付の申請）

# 地方就職支援金の申請者は、申請書（様式１）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）写真付き身分証明書

（２）在学証明書（卒業年度である確認ができるもの）

（３）交通費の領収書

（４）内定先企業の内定を証明できる書類（様式２）

（５）移住元の住所を確認できる書類

（６）その他町長が必要と認める書類

２　 前項の申請書の提出期限は当該年度の１月１７日までとする。

　（交付決定の通知）

# 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式３）により、当該申請者に通知する。

審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

　（支援金の請求）

# 交付決定の通知を受けた申請者は、補助金を請求しようとするときは請求書（様式４）を町長に提出しなければならない。

　（報告及び立入調査）

# 青森県及び板柳町は、青森県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、青森県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

　（返還請求）

# 町長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして青森県及び板柳町が認めた場合、又は青森県内の他市町村への転居についてはこの限りではない。

## 全額の返還

### 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合。

### 申請日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

### 申請日から１年以内に板柳町に転入しなかった場合

### （ただし、申請時に既に板柳町に住民票がある場合を除く）

### 就業日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から３カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）

### 転入日から３年未満に板柳町外に転出した場合

## 半額の返還

転入日から３年以上５年以内に板柳町外に転出した場合

　（雑則）

# この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、青森県と板柳町が協議して定める。

附　則

この要綱は、令和６年１０月１日から施行し、令和６年４月１日から適用する。